

指定難病など各受給者証の有効期間を延長します

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和2年3月1日（令和3年2月28日）に有効期間が満了する受給者証の有効期間を1年間延長します。今回に限り更新申請と診断書の提出は不要です。

対象の受給者証 特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病医療費、肝炎治療特別促進事業肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業、特定疾患治療研究事業

※特定疾患治療研究事業の有効期間が6カ月の受給者証は延長期間も6カ月です

問合せ 江別保健所
☎011・3833・2111
同石狩支所☎74・1142

国民年金保険料免除制度

申請により保険料の全部または一部が免除になる場合があります。また、免除の承認を受けた方が将来受け取る年金額を増額するために、10年以内であれば免除された保険料を納めること

ができます（追納制度）。ただし、免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過期間に応じた加算金が増加されます。

免除が承認されたときの納付額と年金額への反映割合

	納付額 (令和2年度の1カ月分)	年金額への 反映割合*
全額免除	-	1/2
納付猶予 (50歳未満に限る)	-	0
3/4免除(1/4納付)	4,140円	5/8
半額免除	8,270円	3/4
1/4免除(3/4納付)	12,410円	7/8
定額納付の場合	16,540円	1

※定額の保険料を納付した場合を1とする

○6月分まで免除されていた方でも、一部の方を除き7月以降に再度申請が必要です

○承認を受けても全額免除・納付猶予以外の方は減額された保険料を納付しなければ未納となります

○申請者、配偶者、世帯主の所得によって認められない場合があります

○継続審査を希望した方で、婚姻・離婚・配偶者の死亡などがあつた場合は、年金事務所へ届け出が必要です

免除対象期間 申請月の2年1

カ月前分（翌年6月分）申請月が1月～6月の場合はその年の6月分）までの保険料※免除の申請は郵送可

社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を目指す全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。



問合せ 石狩地区更生保護サポートセンター☎62・9136
※平日10時～16時

協力雇用主を募集しています！
→22ページ



新型コロナウイルス緊急支援対策

指定ごみ袋の無償配布

7/1時点で住民基本台帳に記録されている全ての世帯主に指定ごみ袋20ℓを20枚、郵送にて無償配布します。

※発送日までに転出した世帯除く

発送 7月中旬～

ごみ・リサイクル課☎72・3126

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

次のいずれかに該当する世帯の方は、申請により保険税(料)が減免になる場合があります。

※詳細は市HPや保険料額決定通知書に同封したリーフレットをご確認ください

○新型コロナウイルスにより、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

○新型コロナウイルスの影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みである方

国民健康保険…国民健康保険課☎72・3123

後期高齢者医療…国民健康保険課☎72・3125

介護保険…高齢者支援課☎72・6121

新型コロナウイルスに係る傷病手当金

次の要件を全て満たす方に、申請により傷病手当金を支給します。

※詳細は市HPや保険料額決定通知書に同封したリーフレットをご確認ください

○他人に雇用されている方

○新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、療養のため仕事を休んだ方

○仕事を休み始めてからの期間が4日以上に及び、給与が支払われなかった方

国民健康保険…国民健康保険課☎72・3633

後期高齢者医療…国民健康保険課☎72・3125

特別定額給付金(1人10万円)の申請

4/27時点で住民基本台帳に記録されている全ての世帯主宛てに、特別定額給付金の申請書を送付しています(オンライン申請をされた方除く)。届いていない場合はコールセンターまでお問い合わせください。

申請期限 8/21(金)

石狩市特別定額給付金コールセンター☎72・3116

パブリックコメントの結果

【市営住宅(政策空家4団地)の廃止について】

意見の募集期間 4月30日～5月30日

意見の提出状況

提出者0人

問合せ 建築住宅課

☎72・3144

計画段階環境配慮書の縦覧

(仮称)石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の縦覧を行います。配慮書に対する環境保全の見地からの意見を提出できます。

※計画段階環境配慮書とは事業者が、事業の位置や規模などを検討する段階で、環境保全のため

めに適正な配慮をしなければならぬ事項を検討し、結果をまとめた図書のこと

縦覧日時 6月(月)～8月6日(木) 9時～17時 ※平日のみ。図書館は休館日除く

縦覧場所

環境保全課(市役所3階)、厚田支所市民福祉課(厚田45・5)、浜益支所市民福祉課(浜益2・3)、市民図書館(花川北7・1)

問合せ シーアイ北海道合同会社

☎080・7390・1215

環境影響評価書の縦覧と事業説明会

(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業に係る環境影響評価書の縦覧と事業説明会を行います。

※環境影響評価書とは事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を実施し、環境保全に関する考え方をまとめた図書のこと

【縦覧】

日時 1日(水)～31日(金) 9時～17時 ※平日のみ。図書館は休館日除く

場所 環境保全課(市役所3階)、市民図書館(花川北7・1)

【説明会】

日時 ①18日(土) ②19日(日) 15時～18時

場所 ①花川南コミセン(花川南6・5)

②花川北コミセン(花川北3・2)

問合せ 合同会社グリーンパワー

石狩 ☎03・4510・2100

戦没者遺児による慰霊友好親善事業

戦没者遺児が親族の戦没地などを訪れ、慰霊追悼を行い、地域の方と友好親善を深めます。

費用 10万円(集合場所までの往復交通費は自己負担)

申込・問合せ (一財)日本遺族会事務局

☎03・3261・5521

宝くじの収益配分金

「サマージャンボ宝くじ」の収益配分金は、市町村が行う公共事業に対する貸付原資となっているほか、市町村の振興事業に幅広く活用されています。

問合せ 財政課 ☎72・3154

北海道苦情審査委員制度

道の業務や制度を審査する「北海道苦情審査委員」制度では、皆さんに代わり苦情審査委員が道の関係機関に対し、調査などを行います。個人情報保護にも配慮します。

問合せ 道政相談センター

☎011・204・5523

✉kuiyou.koueki@pref.hokkaido.jp

市の相談窓口

人権相談

21(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで) 广聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

16(木) 13時30分～16時 市役所1階 广聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

1(水)・15(水) 13時30分～15時30分 ※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順) 广聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

7(火)・14(火)・21(火) 10時～15時 市役所1階
16(木) 10時～15時 花川南コミセン
28(火) 13時～16時 市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区 广聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日 9時～16時 子ども相談センター ☎72・3195

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時 就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く) 月・水・金曜 9時30分～15時30分(受付15時まで) ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時 石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで) 教育支援センター ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。 平日 9時～17時 花川南・花川・樽川地区 ☎73・2221 上記以外の石狩地区 ☎75・6100 厚田区 ☎78・1030 浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談

※窓口相談のみ 平日 8時30分～17時15分 毎月第2土曜 9時30分～16時 街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時 ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所

※要申込 平日 10時～16時 連合北海道石狩地区連合 いしかり労働相談センター ☎60・4704